

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する 試行に伴う特例措置について

平成26年3月4日
田村市総務部財政課

東日本大震災の被災地で行われる公共工事において適用する標準歩掛については、平成25年10月1日より適用していますが、これに加えて間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても補正係数による積算方法が適用されたことに伴い、下記のとおり特例措置を定める。

記

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、田村市工事請負契約約款第51条の定めに基づき、補正係数が適用されていない積算に基づく契約を、補正係数を適用した積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象となる工事

平成26年2月3日以降に契約を行う工事のうち、補正係数を適用しないで積算している工事とする。

対象となる工事については、発注者が受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを契約時点で説明することとする。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{補正}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{補正}}$ 及び k は、それぞれ次の額とする。

$P_{\text{新}}$ ：補正係数を適用した共通仮設費率及び現場管理費率並びに当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本特例措置に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、本措置施行の日から起算し60日以内とする。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合は、議会の議決を得て本契約として成立した日から60日以内とする。